介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(第1条関係)

改正案

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に開第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- ては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他 の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければ ならない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止そ の他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活 用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

- の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」 という。)を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供する 第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供する ことができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制 を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提 供しなければならない。
- |2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研||2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研|

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

- 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっ 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっ ては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他 の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければ ならない。

(新設)

(新設)

(運営規程)

- 第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業 |第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」 という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法

(新設)

(7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- ことができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制 を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提 供しなければならない。

修の機会を確保しなければならない。

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から 当該指定訪問介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背 景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介 護員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの 必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、 利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合に おける早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計 画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知 するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につ 第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につ いて、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、 衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 (重要事項の掲示)
- 第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営 第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営 規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(市町村の事業への協力等)

第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定 |第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定 |訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する|

行

修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

- いて、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、 衛生的な管理に努めなければならない。

(新設)

(重要事項の掲示)

規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(新設)

(市町村の事業への協力)

訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する

事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居 住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなけれ ばならない。

(事故発生時の対応)

- 第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事 第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事 故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ついて記録しなければならない。
- |3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償す |3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (虐待の防止)
- 第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

|第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分すると |第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分すると ともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなけれ ばならない。

(運営規程)

- 第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲|第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第50条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介 護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者 の勤務の体制を定め、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者に よって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (新設)

(事故発生時の対応)

- 故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介 護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- | 2 | 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に | 2 | 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に ついて記録しなければならない。
 - べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)

(会計の区分)

ともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなけれ ばならない。

(運営規程)

- げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) その他運営に関する重要事項

(新設)

2 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上 のための研修の機会を確保しなければならない。

改正案

- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介 護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除 く。) に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させ るために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観 点から、当該指定訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越 的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの により訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針 を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第52条 第6条から第20条まで、第25条、第30条の2から第34条まで及び第35 |第52条 第6条から第20条まで、第25条、第30条から第34条まで及び第35条か 条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事 業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、こ れらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入 浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽そ の他の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32 条第1項中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規 程」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- |第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション |第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(準用)

第75条 第8条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から | 第75条 第8条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から 第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定 訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所につ いて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とある

(準用)

ら第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者 及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これら の規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介 護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他 の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中 「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と読み 替えるものとする。

行

(運営規程)

- 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(準用)

第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定 訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所につ いて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とある のは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運 のは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運 営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第73条に規 定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心 身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは 「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

改正案

(基本方針)

「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合に おいても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応 じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯 科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、 看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項におい て同じ。) 又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪 問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏ま えて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上 を図るものでなければならない。

(具体的な取扱方針)

- 第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところ 第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところ により行わなければならない。
 - (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的 かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業 者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、 利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護 方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。
 - (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとと もに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよ うに指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療 養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこ
 - (3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場 合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった 場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提 供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合に おいては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならな

営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する 重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状 況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治 の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下この章において 第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下この章において 「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合に おいても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応 じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯 科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問 して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえ て療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を 図るものでなければならない。

(具体的な取扱方針)

- により行わなければならない。
- (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的 かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業 者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、 利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護 方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。
- (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとと もに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよ うに指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療 養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこ
- (3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場 合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった 場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提 供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合に おいては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならな

いこと。

- (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速や かに診療録に記録しなければならないこと。
- ればならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導 にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学 的管理指導計画) に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅 における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確 な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場 合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった 場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提 供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合に おいては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならな いこと。
- (5) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、凍や かに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければな らないこと。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げると ころにより行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を 図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければな らないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確

行

いこと。

- (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速や かに診療録に記録しなければならないこと。
- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなけ 2 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するもの を行う保健師、看護師及び准看護師を含む。) 又は管理栄養士の行う指定居 宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。
 - (1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導 にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学 的管理指導計画) に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅 における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確 な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(新設)

(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速や かに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければな らないこと。

(新設)

な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速や かに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければな らないこと。

(運営規程)

- 第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
 - (1) 第28条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項
 - (2) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - (3) 通常の事業の実施地域
 - (4) その他運営に関する重要事項

(進用)

|第83条||第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第||第83条||第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第 30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅 療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指 **導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護** 員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、 第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営 規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中 「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2 項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業 者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」 と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業 |第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」 という。) を定めておかなければならない。
 - (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
 - (2) 指定通所介護の利用定員
 - (3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) サービス利用に当たっての留意事項
 - (5) 非常災害対策

行

(運営規程)

- 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなけれ ばならない。
 - (1) 第28条第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - (3) 通常の事業の実施地域
 - (4) その他運営に関する重要事項

(進用)

30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅 療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指 導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護 員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、 第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」 とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身 の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居 宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、 第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替 えるものとする。

(運営規程)

- の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」 という。) を定めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定通所介護の利用定員
- (3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) サービス利用に当たっての留意事項
- (5) 非常災害対策

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供する|第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供する ことができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、 当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該 従業者以外の者によって提供することができる。
- 2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための 2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士 又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対 し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、 当該指定通所介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背 景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介 護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなど の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設 |第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設 備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必 要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じ なければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければ ならない。

(衛生管理等)

- は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を 講じなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(6) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

- ことができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、 当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければなら ない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該 従業者以外の者によって提供することができる。
- 研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(非常災害対策)

備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必 要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じ なければならない。

(新設)

(衛生管理等)

- 第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又 |第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又 は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を 講じなければならない。
 - 又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第94条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民 と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努め なければならない。
- 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所 介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業 その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居 住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなけれ ばならない。

(事故発生時の対応)

- |第94条の3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供によ||第94条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供によ り事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居 宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなら ない。
- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に ついて記録しなければならない。
- |3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償す||3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償す べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措 置を講じなければならない。

(進用)

- 第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、 第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条 及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通 所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問 介護員等」とあるのは「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と、第8 条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」 とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。
- 第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び|第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び 運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条ま

行

(新設)

(事故発生時の対応)

- り事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居 宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなら ない。
- ついて記録しなければならない。
- べき事故が発生した場合は、損害賠償を凍やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提 4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提 供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措 置を講じなければならない。

(進用)

- 第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、 第32条から第34条まで、第35条から第37条まで、第39条及び第49条の規定は、 指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について 準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは 「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定す る運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第90条に規定 する運営規程」と読み替えるものとする。
- 運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条ま

でに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、 これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「共生型通 所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」 と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84 条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通 所介護」という。)」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び 第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、 第89条第4項及び第91条第2項から第4項までの規定中「通所介護従業者」 とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条にお いて準用する第25条 | とあるのは「第25条 | と、同項第4号中「次条におい て準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定 中」とあるのは「規定(第8条を除く。)中」と、「第85条第1項に規定す る通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」 とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提 供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と読み替え る」とする。

(衛生管理等)

- その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生 上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わな ければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置 を講じなければならない。

(準用)

|第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第30条の|第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第32条、 2、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規 定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事 業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合に おいて、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」 とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、 第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営 規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運

でに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、 これらの規定(第84条を除く。)中「指定通所介護」とあるのは「共生型通 所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」 と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84 条中「指定居宅サービスに該当する通所介護(以下この章において「指定通 所介護」という。)」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び 第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、 第89条第4項及び第91条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通 所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」 とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2 項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定 (第8条を除く。) 中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と あるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8 条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型通所介護従業者」という。)」と読み替える」とする。

(衛生管理等)

- 第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生 上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わな ければならない。
 - 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ず るよう努めなければならない。

(準用)

第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通 所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定 通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これ らの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第 117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28 条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第 125条において読み替えて準用する第90条に規定する運営規程 | と、第13条中

営規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、 第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介 護支援事業者」と、第90条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるの は「、第5号及び第7号」と読み替えるものとする。

(従業者)

- 第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定短[第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定短 期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事 業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」とい う。) ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以 下この章において「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければな らない。
 - (1) 医師
 - (2) 生活相談員
 - (3) 介護職員
 - (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
 - (5) 栄養士
 - (6) 機能訓練指導員
 - (7) 調理員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。)にあって は、この限りでない。
- 4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただ (新設) し、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当 該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。) にあっては、この限りでない。
- |5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため|4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため の訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の 職務に従事することができる。

(運営規程)

第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程を定めておかなければならない。

「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居 宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、 第90条第1号中「、第5号及び第6号」とあるのは「及び第5号」と読み替 えるものとする。

(従業者)

- 期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事 業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」とい う。) ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以 下この章において「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければな らない。
- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で 3 生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなけれ 定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一ばならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護 事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満で あるものに限る。)にあっては、この限りでない。

の訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の 職務に従事することができる。

(運営規程)

要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。)
- (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定 短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(進用)

第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、 第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条第1 項、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条の 規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指 定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの 規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127 条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定 する運営規程 | とあり、及び第32条第1項中「運営規程 | とあるのは「第139 条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニ第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニ ット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生 活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活 介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に よってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者(看 (新設) 護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他こ れに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的 な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。)
- (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定 短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(淮田)

第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第48条、第49条、 第91条、第93条及び第94条の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短 期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。 この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介 護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」 と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規 程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるも のとする。

(勤務体制の確保等)

- ット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生 活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に よってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対 し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入 所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定短期入所生活介 護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業 者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要 な措置を講じなければならない。

改正案

(その他の基準)

第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業 者、設備及び運営の基準は、第1節(第127条第3項及び第4項、第128条、 第129条第1項及び第2項並びに第143条(第15条並びに第36条第5項及び第 6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)に定めるところによる。こ の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除 く。) 中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」 と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介 護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期 入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所 生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。)」とあ るのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるの は「次の各号(第1号を除く。)に」と、同項第5号中「栄養士」とあるの は「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基 準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合 であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。)」と、第129条第3項中 「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。) に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中 「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第 6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条 第1項中」とあるのは「第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービス に係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条第1項 中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条第1項中「消火設備その他の 非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災 害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第140 条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」と、第142条第 2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同

(その他の基準)

(新設)

者、設備及び運営の基準は、第1節(第127条第3項、第128条、第129条第1 項及び第2項並びに第143条(第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を 準用する部分に限る。)を除く。)に定めるところによる。この場合におけ るこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指 定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定 短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」 と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介 護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以 下この章において「指定短期入所生活介護」という。)」とあるのは「基準 該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号 (第1号を除く。)に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他 の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所 生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用 者の処遇に支障がないときを除く。)」と、第129条第3項中「次に」とある のは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。)に」と、同項 第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」と あるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤 の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条中」とあるの は「第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サー ビス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条中」と、「読み替える」と あるのは「、第93条中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設 けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護 職員」とあるのは「看護職員」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静 養室等」と読み替える」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する 第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第

行

(準用)

第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、 第30条の2、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条第1項、第38条から 第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、 第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短 期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。 この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介 護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」 と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運 営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定す る重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号(第 2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及 び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替える ものとする。

(運営規程)

- 第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
 - (1) 第28条第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項
 - (2) 入居定員及び居室数
 - (3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特 定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業| 者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- |2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護||2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護

36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において 準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。

(準用)

第32条、第33条、第35条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、 第130条第2項、第139条、第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入 所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護 事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員 等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する 短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあ り、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用 する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあ るのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第2号及び 第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるの は「施設」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
- (1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項
- (2) 入居定員及び居室数
- (3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業 者の勤務の体制を定めておかなければならない。

事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提 供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が 業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外 の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。

- 特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者 に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期 的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質 の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者(看護師、准看護 師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者 を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講 させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介 護の提供を確保する観点から、当該指定特定施設入居者生活介護事業所にお いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければ ならない。

(準用)

|第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から||第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、 第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第 93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生 活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設につい て準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、 及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設 従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条第 1項中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」 と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看 護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社」 会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。

(運営規程)

事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提 供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が 業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外 の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。

- |3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定||3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定 特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者 に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期 的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
 - の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (新設)

(新設)

(準用)

第35条、第36条、第38条、第39条、第48条、第49条、第93条、第94条及び第 135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定 特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場 合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護 従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条 中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条中「運営規程」とある のは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第136条中「医師及び 看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必 要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読 み替えるものとする。

(運営規程)

- 第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
 - (2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用 の額
 - (3) その他運営に関する重要事項 (衛牛管理等)
- て、必要な管理を行わなければならない。
- 考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた 福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- |3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の|3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の 事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与 事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法によ り行われることを担保しなければならない。
- 委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実 施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- いて、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症 (新設) が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならな V)

(重要事項の掲示等)

- 第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項を掲示しなければならない。
- |2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当|(新設) 該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- |3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定 |2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定

げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運 営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用 の額
- (3) その他運営に関する重要事項 (衛牛管理等)

第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態につい第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態につい て、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を 考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた 福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
 - 事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与 事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法によ り行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を 委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実 施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品につ 5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品につ いて、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示等)

に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項を掲示しなければならない。

福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料 その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (進用)

第215条 第6条、第8条から第20条まで、第25条、第30条の2、第33条、第34第215条 第6条、第8条から第20条まで、第25条、第33条、第34条、第35条か 条、第35条から第39条まで、第49条並びに第91条第1項及び第4項の規定は、 指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事 業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」 とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉 用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条 中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第204条に規定する福祉用具 をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは 「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるの は「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その 開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項 中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。 (進用)

|第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、第25条、第30条の2、|第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、第25条、第31条、第 第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条、第91条第1項及 び第4項、第205条、第207条、第210条から第211条まで並びに第213条の規定 は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特 定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合 において、これらの規定(第31条を除く。)中「訪問介護員等」とあり、及 び「通所介護従業者」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項 に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224 条において読み替えて準用する第210条 と、第10条中「等を」とあるのは「及 び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中 「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及 び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは 「従業者」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、 第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」 とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料 その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (進用)

ら第39条まで、第49条及び第91条第1項の規定は、指定福祉用具貸与の事業、 指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。こ の場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第205条第1 項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第 210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第204条 に規定する福祉用具をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第14条第2項中 「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及 び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」 とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」 と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるも のとする。

(進用)

33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条、第91条第1項、第205条、第 207条、第210条から第211条まで及び第213条の規定は、指定特定福祉用具販 売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が 当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定 (第31条を除く。)中「訪問介護員等」とあるのは「第224条において準用す る第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」と あるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等 を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」 と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初 めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介 護員等」とあるのは「従業者」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サ ービスの利用」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210 条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (第2条関係)

改正案

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス 事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に 努めなければならない。
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁 止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業 者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当た っては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情 報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

- |第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業 |第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介 第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介 護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介 護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指 - 護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

- 第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- | 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営する | 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営する に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス 事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に 努めなければならない。

(新設)

(新設)

(運営規程)

- 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法

(新設)

(8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介

定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定 介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

- その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者(看護 師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これ に類する者を除く。) に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の 提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において行 われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じな ければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第48条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害の 発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に 実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以 下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実 施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行 い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならな V.
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業 | 所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講

定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定 介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(衛牛管理等)

第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業 |第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業 者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 |2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の||2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の 浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならな V)

(新設)

じなければならない。

(重要事項の掲示)

- 第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護 第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護 事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、 介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した 書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える ことができる。

(市町村の事業への協力等)

- は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ 必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力す るよう努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の (新設) 所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴 介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指 定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予|第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その 者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して 採った措置について記録しなければならない。
- 浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

(虐待の防止)

|第48条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再 発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

行

(重要事項の掲示)

事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、 介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(新設)

(市町村の事業への協力)

|第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たって |第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たって は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ 必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力す るよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、凍やかに市町村、その 者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。
- 採った措置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入 浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行わなければならない。

(新設)

(会計の区分)

|第48条の11||指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護||第48条の11||指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の 会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(運営規程)

- 第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ご 第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
 - (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号に掲げる事 項
 - (2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (3) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第59条の3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予 防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、第56条 第1項に規定する従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問看護事 業所の当該従業者によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならな V)
- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、第56条第1項に規定する従業者に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確 保する観点から、当該指定介護予防訪問看護事業所において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより第56条第1項に規定する従業者の就業環境が害されるこ とを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければなら ない。

(進用)

第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2の2から第48 第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2から第48条の 条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護 事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合におい て、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第 1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第 48条」とあるのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、 利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の 会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(運営規程)

- とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項 (新設)

(準用)

11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業 者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、 これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第1項 に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」とあ るのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、利用申込者 の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護

師及び介護予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心 身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とある のは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽 その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- |第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リ||第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リ ハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
 - (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
 - (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
 - (3) その他運営に関する重要事項

(進用)

第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、第48条の2の2から第48条 | 第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、第48条の2から第48条の5 の5まで、第48条の7から第48条の11まで及び第59条の3の規定は、指定介 護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーショ ン事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用す る。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」と あり、並びに第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び 「当該従業者」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第45条の 4 第 1 項及び第48条の 4 第 1 項中「第48条」とあるのは「第68条」と、第45 条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10 第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援 事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」 と読み替えるものとする。

(基本方針)

第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下こ|第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下こ の章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができ るよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防 居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。 次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。)又は管理栄養士が、 通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その 置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行

予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況 及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主 治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の 設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- ハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(準用)

まで及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問リハビ リテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定 介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合におい て、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第66条に 規定する理学療法士等」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」 とあるのは「第68条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の 状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは 「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その 他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(基本方針)

の章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができ るよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困 難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれて いる環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことに より、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維 持又は向上を目指すものでなければならない。

うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活 機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(運営規程)

- |第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理 |第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理 指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (3) 通常事業の実施地域
- (4) その他運営に関する重要事項

(準用)

第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条 第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条 の17まで、第47条、第48条の2の2から第48条の5まで、第48条の7から第 48条の11まで及び第59条の3の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事 業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指 導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防 訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、 第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第76条」 と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」 と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及 び介護予防支援事業者」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」 とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とある のは「設備」と、第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、 及び「当該従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み 替えるものとする。

(具体的な取扱方針)

- るところにより行わなければならない。
- (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的 かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事 業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うと ともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留 意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。

(運営規程)

- 指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (3) 涌営事業の実施地域
- (4) その他運営に関する重要事項

(準用)

の17まで、第47条、第48条の2から第48条の5まで及び第48条の7から第48 条の11までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防 居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について 準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第45条の4第1項 及び第48条の4中「第48条」とあるのは「第76条」と、第45条の9中「心身 の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第45条の10第2項 中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」 と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」 と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替 えるものとする。

(具体的な取扱方針)

- 第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げ 第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げ るところにより行わなければならない。
 - (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的 かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事 業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うと ともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留 意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。

- (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとと もに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよ うに指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療 養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこ と。
- (3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認め る場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求め があった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護 予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならない こと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行 わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容につい て、速やかに診療録に記録しなければならないこと。
- 行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養 管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成 した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図 り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければ ならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確 な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認め る場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求め があった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護 予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならない こと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行 わなければならないこと。

- (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとと もに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよ うに指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療 養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこ
- (3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認め る場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求め があった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護 予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならない こと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行 わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容につい て、速やかに診療録に記録しなければならないこと。
- | 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより | 2 薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当 するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。) 又は管理栄養士の行 う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければ ならない。
 - (1) 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養 管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成 した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図 り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければ ならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確 な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

(新設)

- (5) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容につい て、凍やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しな ければならないこと。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に 掲げるところにより行わなければならない。
 - (1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を 図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなけれ ばならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必 要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなら ないこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確 な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容につい て、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しな ければならないこと。

(運営規程)

- 第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通 | 第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通 所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、第6号及び第8号に掲げる事 項
 - (2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
 - (3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用 の額
 - (4) 非常災害対策
 - (5) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

|第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適|第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適 切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指 定介護予防诵所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定 め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定| 介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用

(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容につい て、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しな ければならないこと。

(新設)

(運営規程)

所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用 の額
- (4) 非常災害対策
- (5) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指 定介護予防诵所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定 め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定 介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用

者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によ って提供することができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならな V
- |3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する (新設) 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する 者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症の利用者に対する介護に 係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所 リハビリテーションの提供を確保する観点から、当該指定介護予防通所リハ ビリテーション事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第98条第 1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明 確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

- 第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他|第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他| の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計 画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に 避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応で きるための必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する避難訓練、 救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ う連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正 に行わなければならない。
- ハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、 規則で定める措置を講じなければならない。

者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によ って提供することができる。

従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならな V)

(新設)

(非常災害対策)

の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計 画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に 避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応で きるための必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(衛生管理等)

- 第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施 設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正 に行わなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リ 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リ ハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(進用)

第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、第第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、第 48条の2の2、第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11まで の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所 リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所 について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴 介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4 第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第 45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の 10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支 援事業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

- 第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下この章において|第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者 (以下この章において 「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるとこ ろにより、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防短期 入所生活介護事業所」という。) ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所 生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。
 - (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。)にあ っては、この限りでない。
- 4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただ (新設) し、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、 当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限 る。) にあっては、この限りでない。

(進用)

48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介 護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーショ ン事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用す る。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」と あるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48 条の4中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第45条の9中「心身の状 況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防 支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替え るものとする。

(従業者)

- 「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるとこ ろにより、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防短期 入所生活介護事業所」という。) ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所 生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。
- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で |3 生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人は、常勤でなけれ 定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設 ばならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所 生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未 満であるものに限る。)にあっては、この限りでない。

| 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため | 4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため の訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業 所の他の職務に従事することができる。

(運営規程)

- いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第48条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常 時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

- 第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施 設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める 措置を講じなければならない。

(進用)

12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4 から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、 第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事 業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問 入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるの は「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4 第1項中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

の訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業 所の他の職務に従事することができる。

(運営規程)

- 第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営につ第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 第48条第1号、第2号及び第7号に掲げる事項
 - (2) 利用定員(規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除
 - (3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) 通常の送迎の実施地域(指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常 時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
 - (5) サービス利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

- 第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施 設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- | 2 || 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活|| 2 || 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活 介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

(進用)

第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の 12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、第48条の4から第48条の11ま で、第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の 事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活 介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予 防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」と あるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48 条の4中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適 切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよ う、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める ところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護 予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所 生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護 を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない 業務については、この限りでない。
- 介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第108条第1項に規定(新設) する従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有 する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症の利用者に対する介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならな V)
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指 定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指 定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より第108条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第139条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事[第139条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事 業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基 準は、第1節(第108条第3項及び第4項、第110条第1項及び第2項、第111 条の2第1項並びに第117条(第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項 の規定を準用する部分に限る。)を除く。)及び第2節に定めるところによ る。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107 条及び第111条の2第2項を除く。) 中「指定介護予防短期入所生活介護」と あるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入 所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」

- 切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよ う、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める ところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所 生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護 を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない 業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定 介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(その他の基準)

業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基 準は、第1節(第108条第3項、第110条第1項及び第2項、第111条の2第1 項並びに第117条(第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項の規定を準 用する部分に限る。)を除く。)及び第2節に定めるところによる。この場 合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107条及び第111 条の2第2項を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基 準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事 業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定

と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予 防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当す る介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所 生活介護」という。) | とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護| と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。)に」 と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄 養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業 所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支 障がないときを除く。) 」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入 所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるの は「未満」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び 第11号から第15号までを除く。)にしと、同項第6号中「洗面設備」とある のは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111 条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ ービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当 介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」 と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第 45条の4第1項 | とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者 | とあるのは「管 理者 | と、第45条の4第1項 | と、「読み替える」とあるのは「、第45条の 15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の 額」とあるのは「及び内容」と、第99条の6第1項中「消火設備その他の非 常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」 と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」 とする。

(準用)

第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の|第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の 15、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5、第48 条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、 第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113 条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入所療養介 護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所 療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」

介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所 生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防 短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」 という。)」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条 第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。)に」と、同項第 5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連 携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的 な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないと きを除く。)」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護 事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未満」 と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から 第15号までを除く。)に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面 所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111条の2第2 項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該 当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短 期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条 第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1 項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、 第45条の4第1項|と、「読み替える」とあるのは「、第45条の15第1項中 「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とある のは「及び内容」と、第99条の6中「消火設備その他の非常災害に際して必 要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」 と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。

(準用)

15、第45条の17、第47条、第48条の4、第48条の5、第48条の7から第48条 の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2 から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入 所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防 短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規 定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定す る従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養

とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供 に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」 とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次 に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第 7号及び第8号」とあるのは「及び第8号」と、同条第5号中「サービス」 とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施 設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
 - (1) 第48条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項
 - (2) 入居定員及び居室数
 - (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用 の額
 - (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切|第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切 な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することが できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施 設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介 護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指 定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実 に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施 設入居者生活介護を提供することができる。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定によ 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定によ り、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託 により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施 状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48 条 | とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条 | と、第113条 中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中 「、第2号及び第7号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サー ビス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
- (1) 第48条第1号、第2号及び第7号に掲げる事項
- (2) 入居定員及び居室数
- (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用 の額
- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することが できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介 護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指 定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実 に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施 設入居者生活介護を提供することができる。
- り、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託 により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施 状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その) 他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基 礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定 施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防特定施設 入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防 特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にす るなどの必要な措置を講じなければならない。

(進用)

第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、 第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48 条の10から第48条の11まで、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護 予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護 事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、こ れらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に 規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあ るのは「管理者」と、第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第164条」 と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業|第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その 他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

- 第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状|第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状 態について、必要な管理を行わなければならない。

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (新設)

(進用)

第48条の4から第48条の8まで、第48条の10、第48条の11、第99条の6及び 第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介 護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について進 用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」 とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条 の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第48条の4中「第48条」 とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
- (1) 第48条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その 他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(衛牛管理等)

- 態について、必要な管理を行わなければならない。
- |2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び|2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び|

材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が 行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければな らない。

- の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場 合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の 内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなけれ ばならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又 は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の 業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなら ない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の 設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業 所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講 じなければならない。

(重要事項の掲示等)

- 所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した 書面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつ でも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える ことができる。
- め、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び 品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければ ならない。

(進用)

第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、第47条、第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、第47条、 第48条の2の2、第48条の5から第48条の11まで並びに第99条の4第1項及

材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が 行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければな らない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具 の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場 合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の 内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなけれ ばならない。
 - は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の 業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなら ない。
 - 設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (新設)

(重要事項の掲示等)

|第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業||第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業| 所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなけ ればならない。

(新設)

|3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するた |2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するた め、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び 品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければ ならない。

(進用)

第48条の5から第48条の11まで及び第99条の4第1項の規定は、指定介護予

び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用 具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この 場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及 び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第187条第1項に規定する 福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあるのは「第189 条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第186条 に規定する福祉用具をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第45条の10第2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問す るとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期 日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及 び品名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利 用」と読み替えるものとする。

(進用)

第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条|第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条 の14まで、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の3、第48条の5 から第48条の11まで、第99条の4第1項及び第4項、第187条、第188条第1 項本文及び第2項、第189条、第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護 予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特 定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。 この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、 及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第204条において準用す る第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第 48条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条におい て読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び 取り扱う特定介護予防福祉用具(第200条に規定する特定介護予防福祉用具を いう。以下同じ。)の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるの は「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」と あるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるの は「設備」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」 と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材 並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは 「販売費用の額」と読み替えるものとする。

防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防 福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第187条第1項に規定する福祉 用具専門相談員 | と、第45条の4第1項中「第48条 | とあるのは「第189条 | と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第186条に規 定する福祉用具をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第45条の10第2項中 「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問すると き及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期日、 内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品 名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」 と読み替えるものとする。

(準用)

の14まで、第45条の17、第47条、第48条の3、第48条の5から第48条の11ま で、第99条の4第1項、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、 第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指 定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業 者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの 規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第204条において進用す る第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第 48条 | とあり、及び第192条第1項中「第189条 | とあるのは「第204条におい て読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び 取り扱う特定介護予防福祉用具(第200条に規定する特定介護予防福祉用具を いう。以下同じ。)の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるの は「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」と あるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるの は「設備」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」 と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材 並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは 「販売費用の額」と読み替えるものとする。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正案

(基本方針)

(基本方針)

- 第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、 居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、 相談及び援助並びに社会生活上の便官の供与その他の日常生活上の世話、機 能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有す る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す ものでなければならない。
- 立場に立って指定介護福祉施設サービス(法第48条第1項第1号に規定する 指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を提供するように努めなけ ればならない。
- の結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護 支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービ ス事業を行う者をいう。第43条において同じ。)及び他の介護保険施設その 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め なければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その (新設) 他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対 し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっ (新設) ては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報 を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 (従業者)
- 第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならな 第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならな い。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該 指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であっ て、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士及び管理栄養士を置かないこ とができる。
 - (1) 医師

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、 居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、 相談及び援助並びに社会生活上の便官の供与その他の日常生活上の世話、機 能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有す る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す ものでなければならない。

行

- | 2 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の | 2 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の 立場に立って指定介護福祉施設サービス(法第48条第1項第1号に規定する 指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を提供するように努めなけ ればならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭と 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭と の結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護 支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービ ス事業を行う者をいう。第43条において同じ。)及び他の介護保険施設その 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め なければならない。

(従業者)

い。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福 祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇 に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1) 医師

- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同 じ。)
- (5) 栄養士又は管理栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 介護支援専門員
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

(機能訓練)

練を行わなければならない。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図 り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養 管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自 立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、そ の者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(健康管理)

第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状 第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状 況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を採らなけ ればならない。

(運営規程)

- 第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項|第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項| に関する規程(第33条第1項において「運営規程」という。)を定めておか なければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の 費用の額

(2) 生活相談員

- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同 じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 介護支援専門員
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)

第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、 練を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(健康管理)

況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を採らなけ ればならない。

(運営規程)

- に関する規程(第33条において「運営規程」という。)を定めておかなけれ ばならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- 費用の額

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サ 第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サ ービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなけ ればならない。
- |2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指||2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指 定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇 に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介 護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認 知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保 する観点から、当該指定介護者人福祉施設において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確に するなどの必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害の発生時において、 入所者に対し指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び 非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において 「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 を講じなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策

(新設)

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- ービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなけ ればならない。
- 定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇 に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の 機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(定員の遵守)

第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させ 第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させ てはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させよう とする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常 |第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出 訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要 な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要 な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなけれ ばならない。

(重要事項の掲示)

- 第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所 |第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その 他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな V
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該 指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第39条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。
- 供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を 行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提 供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけれ ばならない。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するた

行

(定員の遵守)

てはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させよう とする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出 訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要 な措置を講じなければならない。

(新設)

(重要事項の掲示)

に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その 他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな V \

(新設)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第39条 指定介護者人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提 供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を 行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置 について記録しなければならない。
 - 供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけれ ばならない。

(新設)

め、規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計を 第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計を その他の事業の会計と区分しなければならない。

(基本方針)

- 第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格 第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格 を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に 置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなる よう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、 自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定介護者人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視し 2 ユニット型指定介護者人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視し た運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介 護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別 の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その 従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供す るに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 (運営規程)
- 第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営について 第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第27条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の 費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)
- 第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、 第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27

行

(会計の区分)

その他の事業の会計と区分しなければならない。

(基本方針)

- を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に 置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなる よう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、 自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- た運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介 護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 接な連携に努めなければならない。

(新設)

(新設)

(運営規程)

- の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第27条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の 費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)
- |第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、 第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27 条に規定する運営規程」とあり、及び第33条第1項中「運営規程」とあるの│条に規定する運営規程」とあり、及び第33条中「運営規定」とあるのは「第

は「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」 とあるのは「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、 第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービス の提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居 | 定員 | と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7 項」とする。

2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第|2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第 28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- に建物の規模又は構造を変更したものを除く。) は、ユニット型指定介護者 人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老 人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を 知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第31条第2項の (新設) 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと もに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた めの訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定 (新設) の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、 当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ ば」とする。
- |5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規|3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則| 則で定める。

49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあ るのは「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第 28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの 提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定 - 員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」 とする。

28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護者人福祉施設(同日以後 2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護者人福祉施設(同日以後 に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型指定介護老 人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老 人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を 知事に申し出た場合は、この限りでない。

で定める。

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
(定義)	_(基準)_
第2条 この条例において「ユニット型指定介護療養型医療施設」とは、施設	第2条 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービス(旧法第
の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室	48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。第3号にお
(当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)	いて同じ。) の提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。
により一体的に構成される場所(第7条第4項第2号において「ユニット」	
という。) ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行わ	
れる指定介護療養型医療施設をいう。	
(削る)	(1) 入院患者に対する身体の拘束その他の行動を制限する行為を行った場
	合におけるその態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその
	理由の記録
(削る)	(2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録
(削る)	(3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生
	した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置につい
	<u>ての記録</u>
(削る)	2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めな
	<u>ければならない。</u>
(削る)	3 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努
	<u>めなければならない。</u>
(削る)	4 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則(昭
	和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)で
	ある指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師又は准看護師をいう。)及
	び介護職員の員数の基準は、規則で定める。
(削る)	5 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医
	療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介
	護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。
(削る)	6 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51
	条の規定の適用を受けていたものに限る。)及び老人性認知症疾患療養病棟
	を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の
	適用を受けていたものに限る。) である指定介護療養型医療施設の廊下の幅
	<u>の基準は、規則で定める。</u>
(削る)	7 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以

改正案	現 行
	下この項において「身体拘束等」という。)の適正化を図るために、次に掲
	<u>げる措置を講じなければならない。</u>
	(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上
	開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹
	底を図ること。
	(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
	(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を
	定期的に実施すること。
(削る)_	8 前各項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び
	運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施
	<u>設が従うべき当該基準の例による。</u>
(基準)	
第3条 指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。	
次項、第5条第1項及び第6条第5項において同じ。)は、入院患者に対す	
る虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備	
を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなけ	
<u>ればならない。</u>	
2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービス(旧法第48条第1	
項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。) を提供	
するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連	
情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなら	
<u>ない。</u>	
第4条 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定	(新設)
<u>する療養病床をいう。次項において同じ。)を有する病院である指定介護療</u>	
養型医療施設の医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準	
は、規則で定める。	
2 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則(昭	
和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条	
第1項において同じ。) である指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師	
又は准看護師をいう。)及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。	
3 老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第	
4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。次項において同	
じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設の医師及び薬剤師並びに	

改正案	現 行
栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、規則で定める。	
4 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成24年3月31日において、医	
療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条第1項にお	
5 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の	
職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入	
<u>院</u> 患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	
第5条 療養病床を有する病院及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院で	(新設)
ある指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。	
2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めな	
ければならない。	
第6条 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為	(新設)
_(以下この項及び第16項において「身体拘束等」という。)の適正化を図る	
ために、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上	
開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹	
<u>底を図ること。</u>	
(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を	
定期的に実施すること。	
2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、	
自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理	
<u>を計画的に行わなければならない。</u>	
3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立し	
た日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者	
<u>の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u>	
4 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努	
<u>めなければならない。</u>	
5 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に	
関する規程(第13項において「運営規程」という。)を定めておかなければ	
<u>ならない。</u>	
(1) 施設の目的及び運営の方針	

改 正 案 現 行

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入院患者の定員
- (4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他 の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
- 6 指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は 介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、 認知症の入院患者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要 な措置を講じなければならない。
- 7 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護療養型医療施設において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。
- 8 指定介護療養型医療施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入院 患者に対し指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非 常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 じなければならない。
- 9 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 10 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 11 指定介護療養型医療施設は、避難訓練、救出訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 12 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症 が発生し、又はまん延しないよう、介護職員その他の従業者に対し、感染症 の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。
- 13 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択

現 行 改正案 に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。ただし、当該重 要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、こ れをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、当該掲示に代えること ができる。 14 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するために講 ずる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置かなければならな ۷١_° 15 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規 則で定める措置を講じなければならない。 16 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービスの提供に関す る次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。 (1) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにそ の理由の記録 (2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録 (3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生 した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置につい ての記録 第7条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する虐待の防止 (新設) 及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供 するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連

情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなら ない。

ユニット型指定介護療養型医療施設の病室の基準は、規則で定める。

ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 前条第5項第1号から第7号までに掲げる事項
- (2) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- (3) その他施設の運営に関する重要事項

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の|(新設) 従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定 介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。

改正案	現 行

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案

(基本方針)

(基本方針)

- の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を 行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指す ものでなければならない。
- | 2 | 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場 | 2 | 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場 に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結 び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援 事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事 業を行う者をいう。第43条において同じ。)、他の介護保険施設その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ ばならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の 人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- |5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法|(新設) 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者)

- 第4条 介護老人保健施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。
- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第12条において同じ。)又は | (3) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第12条において同じ。)又は 介護職員
- (4) 支援相談員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 調理員、事務員その他の従業者

- 第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理 第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理 の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を 行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ とができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指す ものでなければならない。
 - に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
 - び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援 事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事 業を行う者をいう。第43条において同じ。)、他の介護保険施設その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ ばならない。

(新設)

(従業者)

- 第4条 介護老人保健施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 医師
 - (2) 薬剤師
 - 介護職員
 - (4) 支援相談員
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 栄養士
 - (7) 介護支援専門員
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)
- 第19条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに 第19条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに 日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なり ハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理 を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立し た日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者 の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自 第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自 立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に 応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入 浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切 3 介護老人保健施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切 な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならな い。
- 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切 に取り替えなければならない。
- 護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならな V
- 6 介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に 6 介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に 対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければ ならない。
- 保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)

日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なり ハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(新設)

(新設)

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に 応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 浴させ、又は清しきしなければならない。
- な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならな
- に取り替えなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介 5 介護老人保健施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介 護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならな V 1
 - 対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければ ならない。
- |7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護老人|7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護老人 保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)

- する規程(第34条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用 の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第29条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを 第29条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを 提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければなら ない。
- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施 設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を 及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会 3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支)(新設) 援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症 の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を 講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点 から、当該介護老人保健施設において行われる性的な言動又は優越的な関係 を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従 業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必 要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入 所者に対し介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の

- 第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関 第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関 する規程(第34条において「運営規程」という。)を定めておかなければな らない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入所定員
 - (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用 の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策

(新設)

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければなら ない。
- 設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を 及ぼさない業務については、この限りでない。
- を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ なければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ て業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させて |第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させて はならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようと する場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第31条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災 |第31条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災 害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓 練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な 措置を講じなければならない。
- 2 介護者人保健施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓 (新設) 練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな らない。

(重要事項の掲示)

- 規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護 老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- で定める措置を講じなければならない。
- 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。

行

(定員の遵守)

はならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようと する場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓 練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な 措置を講じなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営 第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (新設)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則 第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則 で定める措置を講じなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により 事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければならない。
- |3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につ|3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につ|

いて記録しなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を凍やかに行わなければならな V)

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

|第40条||介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の||第40条||介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の 事業の会計とを区分しなければならない。

(基本方針)

- 第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊|第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊 重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置い て、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう 配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要 な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなけれ ばからない。
- 営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保 険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。
- |3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁|(新設) 止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業 者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当た っては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情 報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

- |第49条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重 |第49条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重 要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員

行

いて記録しなければならない。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を凍やかに行わなければならな V)

(新設)

(会計の区分)

事業の会計とを区分しなければならない。

(基本方針)

- 重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置い て、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう 配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要 な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなけれ ばならない。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運 営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保 険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。

(新設)

(運営規程)

- 要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 入居定員

- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用 の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)
- 第51条 ユニット型介護老人保健施設に対する第7条、第26条、第29条、第30 | 第51条 ユニット型介護老人保健施設に対する第7条、第26条、第29条、第30 条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定す る運営規程」とあり、及び第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条 に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるの は、「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第29 条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員| とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第4号中「第15条 第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。
- 29条第1項の規定は、ユニット型介護老人保健施設には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けてい 2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けてい る介護老人保健施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除 く。)は、ユニット型介護老人保健施設でない介護老人保健施設とみなす。 ただし、当該介護老人保健施設が第3章に定める基準を満たし、かつ、その 開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の (新設) 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと もに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた めの訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定 の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、 当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ ば」とする。

- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用 の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)
- 条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定す る運営規程」とあり、及び第34条中「運営規定」とあるのは「第49条に規定 する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「こ の章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第29条第2項 中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とある のは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」 とあるのは「第45条第7項」とする。
- |2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第|2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第 29条第1項の規定は、ユニット型介護老人保健施設には適用しない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- る介護老人保健施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除 く。)は、ユニット型介護老人保健施設でない介護老人保健施設とみなす。 ただし、当該介護老人保健施設が第3章に定める基準を満たし、かつ、その 開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

(新設)

前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則

改 正 案	現 行
則で定める。	で定める。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(第6条関係)

改正案

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第3条-第29条)

第3章 雑則(第30条)

附則

(基本方針)

- いう。) に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練そ の他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に 立って処遇を行うように努めなければならない。
- 3 養護老人ホームは、明ろく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び 3 養護老人ホームは、明ろく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び 付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職 員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進すること を目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人 権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修 を実施するなどの措置を講じなければならない。

(運営規程)

- |第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す||第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第3条―第28条)

第3章 雑則 (第29条)

附則

(基本方針)

- 第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」と 第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」と いう。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練そ の他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
 - 立って処遇を行うように努めなければならない。
 - 付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職 員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進すること を目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めなければならない。

(新設)

(運営規程)

- る規程を定めておかなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(新設)

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を 第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必 要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じな ければならない。
- 2 養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練 の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。

(処遇の方針)

- 第15条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立 第15条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会 復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わ なければならない。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ う配慮して行わなければならない。
- とを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解 しやすいように説明を行わなければならない。
- 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所 者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項及び第6項におい て「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければなら ない。
- | 6 | 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を | 6 | 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を 講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を 図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

行

(非常災害対策)

設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係 機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必 要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じな ければならない。

(新設)

(処遇の方針)

- した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会 復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わ なければならない。
- う配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うこ ┃3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うこ とを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解 しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所 者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項及び第6項におい て「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その熊様及 | 5 養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その熊様及 び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければなら ない。
 - 講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底 を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期 (3) 支援員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定

的に実施すること。

(施設長の青務)

- |第20条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握そ |第20条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握そ の他の管理を一元的に行わなければならない。
- ら第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
- 第22条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよ|第22条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよ う、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ならない。
- 保しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専 (新設) 門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症の入 所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。
- 5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該養護 老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動 であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害 されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなけ ればならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所 者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再 開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

期的に実施すること。

(施設長の青務)

の他の管理を一元的に行わなければならない。

行

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条か2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条か ら第28条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
 - う、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活 を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければ を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければ ならない。
- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確 保しなければならない。

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

- する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとと もに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)
- 定める措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速 やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。
- て記録しなければならない。
- 場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で 定める措置を講じなければならない。

(補訓)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10~2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10 条及び第11条第1項の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第113 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11 条第2項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを 要しない。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第23条第2項の (新設) 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと もに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための

行

- 第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供 第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供 する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとと もに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生 し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)
- 第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で 第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で 定める措置を講じなければならない。
 - やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな ければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につい 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につい て記録しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)

(補訓)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 条及び第11条第1項の規定は、当分の間、適用しない。
- 条第2項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを 要しない。

改正案	現 行
訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。	
5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第28条第1項の規定	(新設)
の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、	
当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ	
<u>ば」とする。</u>	

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表(第7条関係)

改正案

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

- 第2章 特別養護老人ホーム (第3条-第32条の2)
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホーム (第33条―第43条)
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホーム (第44条―第46条)
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第47条・第48条)
- 第6章 雑則(第49条)

附則

(基本方針)

- 事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めな ければならない。
- いう。) に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、 入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与 その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行う ことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他 (新設) の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、 研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に |第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に この限りでない。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 特別養護老人ホーム (第3条-第32条)
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホーム (第33条―第43条)
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホーム (第44条―第46条)
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第47条・第48条)
- 第6章 雑則(第49条)

附則

(基本方針)

- |第3条||特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉||第3条||特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉| 事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めな ければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」と 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」と いう。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、 入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与 その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行う ことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるようにすることを目指すものでなければならない。
- |3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立 |3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立 場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との |結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的|| 結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的 とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。

(職員の専従)

従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、

従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合の介護職員及び看 護職員(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(運営規程)

- 関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設 第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設 備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の 関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その 他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講 じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければ ならない。

(処遇の方針)

老人ホームに配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障が ない場合は、この限りでない。

- (1) 特別養護老人ホーム (ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型 地域密着型特別養護者人ホームを除く。次号において同じ。)及びユニッ ト型特別養護老人ホームを併設する場合
- (2) 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを 併設する場合
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを 併設する場合
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老 人ホームを併設する場合

(運営規程)

- |第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に||第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入所定員
 - (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策

(新設)

(8) その他施設の運営に関する重要事項 (非常災害対策)

備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の 関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その 他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講 じなければならない。

(新設)

(処遇の方針)

- 第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態(日常 第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態(日常 生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見 込まれる状態をいう。第37条において同じ。)の軽減又は悪化の防止に資す るよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならな V)
- う配慮して行わなければならない。
- うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、 理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該 入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下この条及び第 37条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態 5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければ ならない。
- |6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措||6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措 置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底 を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。
- 7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改 | 7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改 善を図らなければならない。

(施設長の青務)

- |第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把||第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把 握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- |2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの |2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定 規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- 生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見 込まれる状態をいう。第37条において同じ。)の軽減又は悪化の防止に資す るよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならな V
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ う配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、 理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の 入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該 入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下この条及び第 37条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
 - 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければ ならない。
 - 置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。
 - 善を図らなければならない。

(施設長の青務)

- 握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- よう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の い業務については、この限りでない。
- を確保しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支」(新設) 援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症 の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を 講じなければならない。
- |5 特別養護者人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該|(新設) 特別養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業 環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を 講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、 入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合におけ る早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな らない。
- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 特別養護者人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

|第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させて||第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させて りでない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規 第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規 則で定める措置を講じなければならない。

- 第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができる 第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができる よう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさな 処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。
- |3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会|3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。

(新設)

(定員の遵守)

はならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限しはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限 りでない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

則で定める措置を講じなければならない。

- かに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけ ればならない。
- ついて記録しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生 4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

- 尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅におけ る生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活 とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相 互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければなら ない。
- 運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対する虐待の防止及び差別の (新設) 禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職 員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての 第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 第8条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項
 - (2) 入居定員
 - (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - (4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - (5) その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの取扱方針)

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、凍や 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、凍や かに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけ ればならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に ついて記録しなければならない。
 - した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)

(基本方針)

- |第34条|| ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を||第34条|| ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を 尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅におけ る生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活 とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相 互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければなら ない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した 運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。

(運営規程)

- 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第8条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの取扱方針)

- 第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、 自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができる ようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援 助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければ ならない。
- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役 割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行 わなければならない。
- 本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者 の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当 たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行わなければならない。
- は、当該入居者又は他の入居者等の牛命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
- は、その熊様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録 しなければならない。
- に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底 を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価 9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価 を行い、常にその改善を図らなければならない。 (適用関係)
- 第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定(次項に規定する 第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定(次項に規定する

- 第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、 自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができる ようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援 助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければ ならない。
- 割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- わなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基 本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者 の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
 - たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たって 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たって は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合に 7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合に は、その熊様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録 しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。
 - を行い、常にその改善を図らなければならない。 (適用関係)

規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特 別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7 条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とある のは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養 護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービ スの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの 提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、 第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16 条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第 2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する 計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の 2まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第 21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び 第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに 第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。

条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームに は適用しない。

(適用関係)

- 第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定 |第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定 を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条及び第12条第1 項ただし書を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特 別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該 特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、 専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第12条第1項ただし書中「入 所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設 等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」と あるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び 第13条から第32条の2まで」とあるのは「、第13条から第30条まで、第32条、 第32条の2及び第45条」とする。
- 2 第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特 別養護者人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護者人ホーム」と、第7 条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とある のは「ユニット型特別養護者人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養 護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービ スの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの 提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、 第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16 条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第 2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する 計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条ま で」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条 から第24条まで、第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」 と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項 中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とある のは「ユニットごとの入居定員」とする。

2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第2012 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20 条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームに は適用しない。

(適用関係)

を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特 別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7 条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とある のは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養 護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条まで」とあるの は「、第13条から第30条まで、第32条及び第45条」とする。

|2 第12条第1項ただし書及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホー ムには適用しない。

(適用関係)

- 第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次 |第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次 項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条及び 第12条第1項ただし書を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニ ット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム | とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特」 別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユ ニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域 密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とある のは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは 「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条 第7項」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護 老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施 設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密 着型特別養護老人ホーム」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービス の提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは 「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サ ービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10 条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条か ら第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第 32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30 条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サ ービスの提供」とする。
- 条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニッ ト型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって規則 2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって規則 で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。) については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

(適用関係)

項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除 く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」 とあり、及び「地域密着型特別養護者人ホーム」とあるのは「ユニット型地 域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、 専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護 老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」 と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関す る計画|と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項 第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇 計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除 く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、 処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条 **第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第** 9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第 27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、 第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるの は「サービスの提供」と、第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごと の入居定員」とする。

|2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20 |2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第12条第1項ただし書、第16 条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに 第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。) については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

コケ	-71.	#
改	11-	2

- 3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日以後に 3 建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型特別養護者人 ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホー ムが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申 し出た場合は、この限りでない。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第27条第2項の 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと もに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため の訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第32条第1項の規定 (新設) の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、 当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ ば」とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規 則で定める。

平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日以後に 建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型特別養護者人 ホームでない特別養護者人ホームとみなす。ただし、当該特別養護者人ホー ムが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申 し出た場合は、この限りでない。

則で定める。

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表 (第8条関係)

改正案

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第2条―第34条)

第3章 雑則(第35条)

附則

(基本方針)

- 第2条 軽費者人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により 第2条 軽費者人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により 自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、 家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事 の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便官の供与その他の目 常生活上必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明 るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供 に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を 行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人 権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修 を実施するなどの措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す 第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関す る規程(第12条第1項及び第28条第1項において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入所定員
 - (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第2条―第33条)

第3章 雑則(第34条)

附則

(基本方針)

自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、 家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事 の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便官の供与その他の日 常生活上必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明 るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

行

- 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に 立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社13 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社 会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供 に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を 行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。

(新設)

(運営規程)

- る規程(第12条及び第28条において「運営規程」という。)を定めておかな ければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- |第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を |第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機 関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要 な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練 の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら ない。

(サービス提供の方針)

- く生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行う とともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適 切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供 を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければな らない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入 所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項 及び第5項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければなら ない。
- |5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を |5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を 講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底 を図ること。

行

(6) 非常災害対策

(新設)

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機 関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要 な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなけ ればならない。

(新設)

(サービス提供の方針)

- 第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明る|第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明る く生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行う とともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適 切に提供しなければならない。
 - 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供 を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければな らない。
 - 所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項 及び第5項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- |4 || 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及 || 4 || 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければなら ない。
 - 講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。

(施設長の青務)

- の他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条か 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条か ら第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
- できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができ るよう配慮しなければならない。
- |3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確||3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確 保しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専 (新設) 門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入 所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。
- |5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該軽費|(新設) 老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動 であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害 されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなけ ればならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所 者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早 期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならな い。
- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

(施設長の青務)

- 第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握そ 第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握そ の他の管理を一元的に行わなければならない。
 - ら第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)
- 第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することが |第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することが できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心 2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心 して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができ るよう配慮しなければならない。
 - 保しなければならない。

(新設)

らない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする 場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(重要事項の掲示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程|第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程 の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな V)

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費者 (新設) 人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 定める措置を講じなければならない。
- | 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した | 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した 講じなければならない。
- て記録しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (虐待の防止)
- 第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で 定める措置を講じなければならない。

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(定員の遵守)

第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはな|第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはな らない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする 場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

行

(重要事項の掲示)

の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で|第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で 定める措置を講じなければならない。
- 場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を│場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講じなければならない。
- |3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につい |3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につい て記録しなければならない。
 - が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)

(補則)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

改正案	現 行
(経過措置)	(経過措置)
2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定	2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定
めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則	めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則
で定める。	で定める。
3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第26条第2項の	(新設)
規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと	
もに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため	
の訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。	
4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第33条第1項の規定	(新設)
の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、	
当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ	
<u>ば」とする。</u>	

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表(第9条関係)

改正案

(基本方針)

- 第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービ開3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービ ス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機 能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者 がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするも のでなければならない。
- て介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付き 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付き を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を 行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行 う者をいう。第43条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ ばならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の 擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を 実施するなどの措置を講じなければならない。
- |5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の|(新設) 2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か
 - つ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者)

- 第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 医師
 - (2) 薬剤師
 - (3) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。)
 - (4) 介護職員
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 栄養士又は管理栄養士
 - (7) 介護支援専門員
 - (8) 診療放射線技師
 - (9) 調理員、事務員その他の従業者

(基本方針)

- ス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機 能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者 がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするも のでなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立っ 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立っ て介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
 - を重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を 行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行 う者をいう。第43条第2項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ ばならない。

(新設)

(従業者)

- 第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。
 - (1) 医師
 - (2) 薬剤師
 - (3) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。)
 - (4) 介護職員
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 栄養士
 - (7) 介護支援専門員
 - (8) 診療放射線技師
 - (9) 調理員、事務員その他の従業者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)
- 第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生|第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生 活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリ テーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第19条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立し た日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画 的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常 生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に 応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 又は清しきしなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境 3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境 等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わな ければならない。
- |4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り||4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り 替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行 5 介護医療院は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行 うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならな V 10
- 7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従 | 7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従 業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(運営規程)

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)

活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリ テーションを計画的に行わなければならない。

(新設)

(新設)

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自 第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自 立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に 応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、 又は清しきしなければならない。
 - 等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わな ければならない。
 - 替えなければならない。
 - うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならな V
 - 業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)

|第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規||第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規

- 程(第34条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければな らない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定 員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。)
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の 額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- |第29条||介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供する||第29条||介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供する ことができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務 については、この限りでない。
- しなければならない。
- 4 介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門 (新設) **員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入所** 者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな ければならない。
- 5 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、当 (新設) 該介護医療院において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じ なければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護医療院は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に 対し介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合にお ける早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画

程(第34条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定 員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。)
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策

(新設)

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- ことができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提 供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務 については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保 しなければならない。

(新設)

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな らない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必 要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

ない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場 合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の 第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の 関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その 他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を 講じなければならない。
- 2 介護医療院は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実 (新設) 施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (重要事項の掲示)
- 第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- |2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院|(新設)| に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定め 第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定め る措置を講じなければならない。
- 要な措置を講じなければならない。
- 録しなければならない。

行

(定員の遵守)

第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはなら 第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはなら ない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場 合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その 他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を 講じなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、 従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- る措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発 生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必l 生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- |3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記||3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記 録しなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべ 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべ

き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (虐待の防止)

第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で 定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会 |第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会 計とを区分しなければならない。

(基本方針)

- 第43条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人|第43条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人 一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅に おける生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養 上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医 療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなけれ ばならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その (新設) 他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対 し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活 用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

- に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員(Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定 員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。)
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の (4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の

き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)

(会計の区分)

計とを区分しなければならない。

(基本方針)

- 一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅に おける生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養 上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医 療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなけれ ばならない。
- い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。

(新設)

(運営規程)

- 第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 |第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) 第28条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
 - (2) 入居定員(Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定 員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。)
 - (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

額

(5) その他施設の運営に関する重要事項

(適用関係)

- 第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第 |第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第 34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営 規程」とあり、及び第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条に規定 する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「こ の章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第29条第2項 中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とある のは「ユニットごとの入居定員(第49条第2号に規定する入居定員をいう。)」 と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」と する。
- 29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとと もに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた めの訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
- 3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定 の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、 当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなけれ ば」とする。

(削る)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。 則で定める。

(5) その他施設の運営に関する重要事項

(適用関係)

34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営 規程」とあり、及び第34条中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重 要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章 (第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第29条第2項中「処 遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユ ニットごとの入居定員(第49条第2号に規定する入居定員をいう。) | と、 第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

行

2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第12 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第 29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(新設)

(経過措置)